

農道・林道の維持管理に関する
行政評価・監視

結果報告書

令和2年5月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の道路は、全国津々浦々に張り巡らされるネットワークを構成しつつ、国民の移動や物資の輸送等を支えるインフラとして、重要な機能を果たしている。道路の大半は国や地方公共団体等が管理する公物であり、その規模や役割に応じて様々な種類がある。具体的には、一般交通の用に供するものとして道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に位置付けられている高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（以下、これらを総称して「道路法上の道路」という。）のほか、同法に位置付けられていない農道、林道、里道等も道路ネットワークの一端を構成している。特に、農道・林道の総延長は、これら道路法上の道路の総延長の約 4 分の 1 に相当する規模に及び、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラとなっている。

このような中、利用者の安全を確保しつつ、道路ネットワークが健全に機能していくためには、ネットワーク全体として定期的な点検・診断や修繕・更新を通じた適切な維持管理が行われる必要がある。一方、農林業の用に供することを主目的とする農道・林道の維持管理については、法令ではなく各種の通知類やマニュアル等によって規律されており、管理者の裁量の余地は概して大きく、その水準は必ずしも道路法上の道路のそれに等しいものとはなっていない。

また、農道・林道の管理者は、国、都道府県及び市町村といった行政機関のほか、土地改良区、森林組合等の地域の農林業従事者によって構成される団体も一定数みられる。これらの団体については、農山村地域における人口の減少や高齢化の進展等に伴い、その構成員が減少し、維持管理に係る体制の確保が今後ますます困難となっていくことも懸念される。

本行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、道路ネットワークを構成する農道・林道の維持管理について、より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から、その実態等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 農道・林道の現状	2
(1) 定義	2
(2) 維持管理に関する方針等	6
(3) 整備状況	13
(4) 維持管理の体制・予算	18
(5) 台帳の作成・整備等の状況	29
(6) 個別施設計画の策定状況等	32
(7) 研修の状況	37
2 農道・林道の維持管理の実態	40
(1) 点検	41
(2) 診断	56
(3) 修繕・更新	59
(4) 情報の記録・活用の状況	65
(5) 併用林道	67
(6) 高速道路と立体交差する橋梁	70
3 農道・林道における安全対策等	73
(1) 安全対策	73
(2) 災害への対応	78
第3 評価の結果及び勧告	83

資料編